

ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化業務委託 公募型プロポーザル 実施要綱

1 目的

本業務は、災害時に市町村がジェンダー視点を踏まえた避難所開設・運営ができるよう、避難所開設・運営に関する標準手引き及び映像資料を作成するものであり、これを防災に関する専門知識や業務経験を有する者に委託することで、効率的かつ効果的に業務を実施することを図るものである。本業務に適したものを選定するため、企画提案競技方式による公募型プロポーザルを実施する。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化業務委託

(2) 委託業務の内容

別添仕様書のとおり

※仕様書は本業務で予定している最低限の業務を示したものである。ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化の実現について、応募者が有する知見やノウハウ等を活用した提案を積極的に行うこと。

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

(4) 委託料

9,185,000円

※本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

3 応募資格

次の(1)～(8)の全てを満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定するものでないこと。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- (4) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納しているものでないこと
- (5) 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (6) 本要綱の公開日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (7) 仕様書の内容を十分に理解した上で、本公募型プロポーザルに参加できること。また、過去5年度間に国や自治体における避難所開設運営に関する調査・研修・訓練及び映像資料作成に関する業務を受託した実績があること

(8) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

4 プロポーザル募集から受託者決定までのスケジュール

募集から業務受託者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和6年4月 4日(木)	実施要綱公開(ホームページ)
4月 4日(木)から4月10日(水) 17時まで	質問受付期間
4月12日(金)	質問回答期限
4月 1日(月)から4月15日(月) 17時まで	プロポーザル参加者募集期間
4月 1日(月)から4月15日(月) 17時まで	企画提案書受付期間
4月22日(月)から4月26日(金)	
までのいずれか1日	審査(プレゼンテーションの実施)
4月30日(火)	選考結果通知(見込)

5 プロポーザル募集から受託者決定までの手続き

(1) 質問の受付及び回答

ア、質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

(ア) 質問方法：下記電子メールアドレスに電子メールで送信するものとする。

(イ) 電子メールアドレス：a8170-01@pref.saitama.lg.jp

(ウ) 電子メールの件名：ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化業務委託プロポーザル質問(法人名)

(エ) 質問受付期間：令和6年4月4日(木)から4月10日(水) 17時まで(必着)

イ、質問の回答

質問事項への回答は令和6年4月12日(金)までに、順次、県ホームページに掲載する。

(2) プロポーザル参加申請

本プロポーザルに参加を希望する法人(以下「参加希望者」という。)は、以下に基づき、参加申請書を提出する。

ア、提出期間

令和6年4月4日(木)から4月15日(月) 17時まで(必着)

イ、提出書類

公募型プロポーザル参加申請書(様式第1号) ※電子データ

ウ、提出方法

電子メール(電子データを送付すること。送信後、到着確認の電話を必ず入れること。)

電子メールアドレス：a8170-01@pref.saitama.lg.jp

電子メールの件名：ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化業務委託プロポーザル参加申請(法人名)

電話連絡先：埼玉県危機管理防災部災害対策課災害対策担当(048-830-8181)

(3) 企画提案書等の提出

企画提案書の提出は以下に基づき行うものとする。

ア、提出期間

令和6年4月4日(木)から4月15日(月) 17時まで(必着)

イ、提出書類

別添「企画提案書等作成要領」を参照の上、次の書類を提出すること。

(ア) 企画提案書（様式任意）

①基本方針 本業務を実施する上での基本方針及び特に重要と考えるポイント等

②事業概要 仕様書の各項目に沿った実施内容、方法

(イ) 業務実施体制調書（様式第2号）

(ウ) 類似業務実績調書（様式第3号）

(エ) 見積書及び積算内訳書（様式任意）

(オ) 法人概要書（様式第4号） ※法人のパンフレットを添付すること

ウ、提出方法 以下のアドレスに電子メールで提出すること

a8170-01@pref.saitama.lg.jp

データ容量が大きい場合は、ファイル転送サービスの活用又は分割送付すること。

提出後は、電話により到達の確認を必ず行うこと

連絡先 048-830-8181

6 審査・選定

(1) 審査・選定方法

委託者が設置する公募型プロポーザル審査委員会において、提出された企画提案書等及びプレゼンテーション（質疑応答含む）の内容を総合的に評価し、最も優れた提案者を委託先候補者として選定する。

審査の実施及び審査結果は文書で通知する。

なお、企画提案書等を提出した者が1者の場合でも、審査を実施し、委託先として適当であると認められた場合に、その者を委託先候補者として決定する。

(2) 審査基準

審査に当たっては企画提案内容、業務実施能力、業務実施体制及び見積額を総合的に評価する。

(3) 審査（プレゼンテーション）実施日

日 程：令和6年4月22日（月）から令和6年4月26日（金）のいずれか1日

※日時は追って通知する。

場 所：オンライン開催（ZOOMを使用予定）

(4) 留意事項

ア、プレゼンテーションにおいては、パワーポイントを使用すること。

イ、プレゼンテーションは、本実施要綱「5（3）」で提出した企画提案書に沿って行うこと。

ウ、1者につきプレゼンテーション20分程度、質疑応答10分程度とする。

エ、1者につき3名以内とする。

7 その他留意事項

(1) 参加申請の無効

次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする。

ア、談合その他不正行為が行われたと認められるもの。

イ、本実施要綱「3 応募資格」に照らし、参加資格がないと認められるもの。

ウ、虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。

エ、指定する提出期限を超えて提出したもの。

- オ、参加申請書に申請者の記名がないもの。
- カ、委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。
- キ、見積金額を訂正したもの。
- ク、見積書と積算内訳の金額が合致しないもの。

(2) 公募型プロポーザルの停止、中止及び取り消し

緊急等やむを得ない理由により、公募型プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、公募型プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該公募型プロポーザルに要した費用を県に請求することはできない。

(3) その他

- ア、参加申請に係る全ての費用（企画提案書の作成やプレゼンテーションなどに要する費用）は参加者の負担とする。
- イ、提出された参加申請に係る全ての書類については返却しない。また、企画提案書による提案内容は県に帰属する。
- ウ、「5（2）プロポーザル参加申請」及び「5（3）企画提案書等の提出」に示す提出書類は原則、押印不要とする。ただし、提出後、担当者に連絡するなどにより、提出書類の真正性の確認を行うことがある。
- エ、本業務の契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。電子契約の締結に当たり、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。なお、電子契約の利用について承諾がない場合は、従来どおり紙の契約書により契約を締結する。

8 問い合わせ先

埼玉県危機管理防災部災害対策課災害対策担当

担当者：戸辺、柴田、今井

電話：048-830-8181

Eメール：a8170-01@pref.saitama.lg.jp